

43 法人に関する事務提要(内規)改正方

〔昭和十一年十二月〕

(注記1) 發文一三二二号  
 定決裁 11月30日 文書課長  
 (有原) 送 12月11日 起案者  
 (内田)

昭和十一年十一月十八日起案

文書課長 (堀池)

次官 (河原)

学務課長 (有光)

(注記3)

(小島)

(岡野)

専門学務局長 (伊東)

学芸課長 (石丸)

(伊藤)

(清水)

(福佐)

普通学務局長 (堀池)

庶務課長 (山崎)

(山崎)

(岡田)

(近藤)

実業学務局長 (藤野)

理事官 (岩松)

(宮坂)

(川井)

(山崎)

社会教育局長 (山川)

自署 (極)

(植田)

(藤田)

(山崎)

宗教局長 (高田)

庶務掛長 (橋本)

(川村)

(植田)

(海野)

体育課長 (岩原)

庶務掛長 (田村)

(川村)

(植田)

(海野)

案ノ一

法人ニ関スル事務提要改正ノ件何

事務参考用タル「法人ニ関スル事務提要」(内規)ヲ別紙ノ通

改正相成可然哉

案ノ二

年月日

文書課長

関係局、課長宛

(加筆・朱書) 〔別紙添附〕

法人ニ関スル事務提要改正ノ件

貴局(課)係官ノ御参集ヲ願ヒ作成致シタル「法人ニ関スル事務提要」(内規)十一月三十日附決裁相成タルニ付別紙〔十〕(加筆)〔抹消〕〔百〕部添附〔の〕ノ上此段及通知

案ノ三

年月日

文書課長

各地方長官宛

(加筆・朱書) 〔別紙添附〕

法人ニ関スル事務提要送附ノ件

法人ノ事務取扱上参考トシテ「法人ニ関スル事務提要」(内規)

四部送附致シタルニ付御査収相成度

(注意)

〔印刷ノ際予備トシテ五十部作ラレ度〕(加筆)〔全部デ千部部印刷ノ

〔表紙〕

〔加筆〕

〔昭和十一年十一月〕

〔別紙〕

法人ニ関スル事務提要

第一、法人設立ノ申請アリタル場合ハ文部大臣ノ主管ニ属スル

法人ノ設立及監督ニ関スル規程第一条各号ノ外左ノ事項

ヲ整備セシムルコト

一、申請書、寄附行為(又ハ定款)及財産目録ハ認証用

トシテ副本ヲ添附スルコト

二、設立趣意書ヲ添附スルコト

(下 札)

三、財産目録ハ一物件毎ニ数量額面時価等ヲ記載スルコ

ト（不動産、有価証券其ノ他重要ナル財産ニ付テハ

当該物件ノ評価ヲナスニ十分ナル資格ヲ有スル者ノ

作成シタル価格評価書ヲ添附スルコト）

財団法人ノ財産目録ハ必ズ基本財産ト普通財産トヲ

区別スルコトト社団法人ニシテ基本財産ヲ設クルトキ

亦同ジキコト

四、財産ニ関スル権利ノ所屬ヲ証スベキ書類ニハ有価証

券現金等ニ付テハ銀行其ノ他ノ保管証、預金証（之

ニ伴フ負担ノ有無ヲ併記シアルモノ）土地建物等不

動産ニ付テハ所轄区裁判所ノ登記簿謄本、未登記ノ

場合ハ市区町村長ノ証明書ヲ添附スルコト

五、事業計画及之ニ伴フ収支予算書ニハ設立後二年間

（完成年度ヲ定メタルトキハ完成年度迄）ノ詳細ナ

ル説明書ヲ添附スルコト

尚互助会等ニ付テハ收支計算二十年以上ノ年次表ヲ

添附スルコト

六、従来存立シタル組合又ハ会等ヲ法人トスル場合ハ左

ノ書類ヲ添附スルコト

イ、組合又ハ会等ノ規約又ハ之ニ類スルモノ

ロ、既往凡ソ三年間ノ事業状況、歳入出決算及財産

ノ状況

ハ、其ノ会員總會ノ法人設立財産処分及設立代表者

選任ニ関スル決議書

既設ノ学校幼稚園等ヲ法人経営ニ改ムル場合ハ前項

ロノ書類ヲ添付スルコト

七、理事就任承諾書及履歴書ヲ添付スルコト

第二、定款又ハ寄附行為ニハ左ノ要項ニ拠リ記載セシムルコト

一、目的 目的ハ之ヲ明確ニ規定スルコト

二、事業 目的ノ範囲内ニ於ケル事業ヲ具体的ニ列挙ス

ルコト

三、名称 定款又ハ寄附行為中ノ名称ト標題トハ之ヲ一

致セシメ且ツナルベク財団法人又ハ法人タルコトヲ

表示スルコト

四、事務所 道府県以下ノ地番ヲ詳記スルコト

五、資格及経費ニ関シテハ左ノ事項ヲ規定スルコト

イ、資産<sup>（加算）</sup>ノ多種多様ナルモノニ在リテハ別紙財産

目録ニ依ル旨ヲ明カニスルコト<sup>（抹消）</sup>（寄附行為ニ資

産ノ額ヲ記載セザルコト）

ロ、資産管理ノ手続ヲ定メ、又其ノ管理者（例理事

長、会計理事等）ヲ定メタルトキハ其ノ旨ヲ明

示スルコト

資産中基本財産タル現金若ハ有価証券ハ凡ソ左

ノ方法ニ依リ管理スルコト

(1) 金銭信託、郵便官署又ハ確實ナル銀行ノ定期

預金ト為スコト

(2) 国債証券又ハ大正八年文部省令第十五号第四

条ニ掲グル有価証券其ノ他確實ナル有価証券

ヲ購入スルコト

〔<sup>〔加筆〕</sup>成可ク之ヲ登録国債又ハ保護預若ハ証券信託ト為スコト〕

ハ、財団法人ニ在リテハ基本財産ニ関スル規定ヲ設

ケ尚左ノ事項ヲ記載〔<sup>〔抹消〕</sup>セシム〕〔<sup>〔加筆〕</sup>ス〕ルコト

(1) 基本財産ノ処分ニ付テハ文部大臣ノ承認ヲ要スルコト

(2) 学校経営ヲ目的トスル法人ニ在リテハ其ノ所

有スル校地校舎ハ〔<sup>〔抹消〕</sup>成ル可ク〕之ヲ基本財産中

ニ含マシムルコト

二、経費支弁及剰余金処分

ホ、予算議決及決算ノ承認

ヘ、収支予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務

ノ負担ヲ為シ又ハ権利ノ抛棄ヲ為サントスルト

キハ文部大臣ノ承認ヲ要スルコト、予算内ノ支

出ヲ為ス為其ノ会計年度内ノ収入ヲ以テ償還ス

ル一時ノ借入金以外ノ借入金ニ付亦同ジキコト

ト、会計年度ノ終始年月日

六、役員（理事、監事、其他ノ役員）ニ関シテハ左ノ事

項ヲ規定スルコト

イ、役員ノ種別及員数

ロ、役員ノ任免方法

必要アル場合ハ理事ノ就任ニ付テハ文部大臣ノ

認可ヲ要スルモノトスルコト

ハ、役員ノ任期、補欠員ノ任期

ニ、役員ノ任期満了ノ場合ニ関スルコト

ホ、役員ノ職務権限

ヘ、代表理事ヲ定メタルトキハ其ノ事故アルトキノ

代理者ニ関スルコト

七、会議ニ関シテハ左ノ事項ヲ規定スルコト

イ、組織及権限

ロ、招集者、招集方法、招集回数及議長ノ選任

ハ、開会定足数（定員ニ依ルヤ又ハ現在員ニ依ルヤ

ヲ明カニスルコト）

ニ、議決方法（議決定足数、書面又ハ代理人ニ依ル

表決ニ関スル規定、過半数議決ニ於ケル可否同

数ノ際ノ規定等）

八、社員ニ関シテハ左ノ事項ヲ規定スルコト財団法人ニ

シテ特ニ会員ヲ設クル場合亦同ジキコト

イ、社員ノ種別及権利義務ニ関スルコト

ロ、社員ノ資格得喪（入会、退会、懲戒等）ニ関ス

ルコト

九、定款又ハ寄附行為ノ変更ニ関シテハ左ノ事項ヲ規定

スルコト

イ、定款ノ変更ニ関シテハ民法ニ規定セル議決ノ定

足数ト異ルトキハ其ノ旨ヲ明カニスルコト

ロ、寄附行為ノ変更ニ関シテハ文部大臣ノ認可ヲ要

スルコト

十、解散ニ関スル規定ヲ設クル場合ハ左ノ事項ヲ規定スルコト

イ、解散ハ文部大臣ノ許可ヲ要スルコト

ロ、残余財産ノ処分方法

第三、法人ノ設立ニ際シテハ左ノ事項ハ可成之ヲ避ケシムルコト

一、負担附寄附（担保ニ供セラレタル財産ノ寄附、設立

者又ハ其ノ家督相続人ニ対シ債務ヲ負フコト等）

二、理事ノ終身制、世襲制及単独制

三、理事ト監事トノ兼任

四、解散ノ場合残余財産ヲ設立者又ハ其ノ家督相続人ニ帰属セシムル旨ノ規定

第四、財団法人ニ在リテハ其ノ果実ヲ以テ經常費中ノ相当ナル

額ヲ支弁スルニ足ル基本財産ヲ、社団法人ニ在リテモ相

当ノ収益ヲ生ズル財産ヲ備ヘシムルコト

第五、法人ノ設立及監督ニ関スル規程第四条ニ関シテハ左ノ事

項ヲ整備セシムルコト

一、決議録ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

イ、開会日時及場所

ロ、開会当時ノ会員総数又ハ役員総数

ハ、出席者ノ氏名又ハ出席者数

ニ、議事ノ経過ノ要領及結果

ホ、表決数

ヘ、議長及署名委員ノ署名

二、現行ノ定款又ハ寄附行為

三、目的及事業、名称、事務所等登記事項ノ変更ノ場合

ハ認証用副本ヲ添附スルコト

第六、法人ノ設立及監督ニ関スル規程第五条ニ関シテハ左ノ事

項ヲ整備セシムルコト

一、目的及使途

二、処分金額又ハ起債金額及利率

三、填補方法又ハ償還方法

四、処分方法又ハ借入方法

五、財産目録

六、決議録写（第五参照）

第七、法人ノ設立及監督ニ関スル規程第六条及第七条ニ関シテ

ハ左記事項ヲ整備セシムルコト

一、予算及決算ハ一切ノ収入ヲ歳入トシ一切ノ経費ヲ歳

出トシテ計上スルコト事業ニ依リ会計ヲ分別スルモ

ノニ在リテハ各会計別ニモ亦之ヲ調製スルコト

二、決算ガ予算ト著シク異ルトキハ其ノ理由ヲ説明スル

コト

三、各年度ニ於テ歳計ニ剰余アルトキハ其ノ処分ノ結果

ヲ決算書ニ明記スルコト

四、該年度ノ処分ノ概要中ニハ特ニ許可認可承認等ニ附

セラレタル条件其ノ他通牒ノ履行状況ヲ明記スルコ

ト

五、財産目録中ニハ特ニ左ノ事項ヲ明示スルコト

イ、基本財産ノ種目及其ノ現在高

ロ、有価証券ニ付テハ其ノ額面及時価（決算當時ニ於ケル市場価格ヲ以テ評価スルコト）

ハ、負債アルトキハ其ノ現在額、債権者、利率及其ノ償還期日

第八、法人解散ノ許可ヲ申請セントスルトキハ左記事項ヲ整備

セシムルコト

一、解散ノ事由

(抹消) 〔二〕、解散ノ決議録写（第五参照）

(抹消) 〔三〕、〔二〕、残余財産ノ処分方法

(抹消) 〔四〕、〔三〕、財産目録

(抹消) 〔五〕、〔四〕、事業ヲ他ニ移管セントスルトキハ其ノ同意

書其ノ他証明書類

(加筆) 〔五〕、解散ノ決議録写（第五参照）

〔表紙〕

(加筆・朱書) 〔参考〕

法人ニ関スル事務提要

(内田) 印

(加筆・朱書) 〔(従来ノモノ)〕

法人設立許可申請ニ就キ備フヘキ書類

財団法人ニ関スル分

一、申請書（正副二通）

二、寄附行為（正副二通）

三、設立趣意書

四、財産目録（一物件毎ニ額面時価等記載ノコト）

五、財産目録記載ノ資産カ寄附者ノ権利ニ属スルコトノ証明書

(一) 有価証券、現金等ニ就テハ銀行其ノ他ノ保管証

(二) 土地建物等不動産ニ就テハ所轄区裁判所ノ登記簿謄

本、未登記ノ場合ハ市区町村長ノ証明書

六、設立者多数アル場合ニ於テ設立代表者ヲ定メタルトキハ其ノ権限ヲ証スヘキ書面

七、従来存立シタル組合又ハ会等ヲ法人トスル場合ハ其会員

總會ノ左記決議書

(一) 法人設立ニ関スル決議

(二) 財産寄附ニ関スル決議

(三) 設立代表者ニ関スル決議

八、前項ノ場合ニ於テハ尚其ノ会ノ規約又ハ之ニ類スルモノ

既往凡ソ三ヶ年間ノ事業状況及歳入出決算財産ノ状況等

九、設立後凡ソ二ヶ年間ノ事業計画概要及予算見積書（各費

目別）

(加筆) 〔一〇〕、設立者又ハ設立代表ノ履歴書

社団法人ニ関スル分

(加筆) 一、定款（正副二通）

(加筆) 〔一〇〕、社員名簿又ハ員数

三、其ノ他ハ財団法人ニ関スル分一、二、三、四、五、六、

七、八、九、一〇、ヲ準用ス

備考

一、資産ハ負担付ノモノヲ避クルコト

〔加筆〕  
一、宗教団体ノ出願ニ係リ宗教法規上管長ノ添書又ハ檀

信徒総代ノ連署ヲ要スヘキモノハ其添書又ハ連署ヲ

具備スルコト

〔加筆〕  
一、個人ノ出願ニ係ル宗教団体ノ維持法人ニ在リテハ維

持セラル、側ノ法人設立ニ関スル承認書添付ノコト

〔加筆〕  
〔◇〕定款又ハ寄附行為變更ノ際具備スヘキ書類

一、申請書（正副二通）

〔加筆〕  
〔○〕二、變更ノ個所ヲ明瞭ニ摘記シタル書面（正副二通）

三、變更ヲ必要トスル理由書

四、変更手続カ定款又ハ寄附行為ニ依リタルコトヲ明記セル

決議録等

五、現行ノ定款又ハ寄附行為（一通）

定款又ハ寄附行為ノ記載要項

一、目的 目的又ハ之ヲ明確ニ規定スルコト

一、事業 目的ノ範囲内ニ於テ事業ヲ具体的ニ列挙スルコト

一、事務所 府県以下地番迄詳細ニ記載スルコト

一、名称 定款又ハ寄附行為中ノ名称ト一致セシムルコト

一、資産及経費ニ関スル規定

〔イ〕設立当時ノ資産ハ之ヲ明記シ其品種等複雑ナルモノハ別紙

財産目録ニ記載セル旨規定スルコト

〔ロ〕財団法人ニ在リテハ必ス基本財産ニ関スル規定ヲ設クルコ

ト

〔ハ〕資産ノ管理方法ヲ定ムルコト

〔ニ〕経費支弁並ニ剰余金処分ノ方法ヲ定ムルコト

〔ホ〕予算ノ議決、決算ノ承認ノ方法ヲ定ムルコト

会計年度ノ年月日ヲ明記スルコト

一、役員（理事、監事、其ノ他ノ役員）ニ関スル規定

〔イ〕役員ノ種別及員数

〔ロ〕各役員ノ任免方法

〔ハ〕各役員ノ任期、補欠員ノ任期

〔ニ〕各役員ノ任期満了ノ場合ノ規定

〔ホ〕各役員ノ職務権限

〔ヘ〕代表理事ヲ定メタルトキハ其ノ事故アルトキノ代理者ノ規

定

一、会議（総会、評議員会等）ニ関スル規定

〔イ〕招集者、招集方法、招集回数、議長ノ規定

〔ロ〕会議ノ開会定足数（現在員ニ依ルカ定員ニ依ルカ並ニ書面

ヲ以テスルモノ又ハ代理人ヲ認ムルカ之ヲ明記ノコト）

〔ハ〕議決方法（議決定足数、書面又ハ代理人ニ依ル議決ニ関ス

ル規定、過半数議決ニ於ケル可否同数ノ際ノ規定等）

〔ニ〕議決事項

一、社員又ハ会員（財団法人ニシテ特ニ会員ヲ設クル場合）ニ

関スル規定

〔イ〕社員又ハ会員ノ種別及権利義務ニ関スル規定

〔ロ〕社員又ハ会員ノ資格得喪（入会、退会、懲戒等）ニ関スル

規定

一、定款又ハ寄附行為變更ニ関スル規定

(イ)定款變更ニ付テハ民法ニ規定セル定数ト異ルトキハ之ヲ規定スルコト

(ロ)寄附行為ノ變更ニ関スル規定ニハ文部大臣ノ認可ヲ要スル旨ヲ明記スルコト

一、設立当時ノ理事ヲ定ムルコト

(注記1)

「急」

(注記2)

「文部時報ニモ掲載ノコト」

(注記3)

「完結」

(注記4)

「回付月日ノ十一月十九日 体育課ノ十一月二十日 宗教局」

(注記5)

「一三」(簿冊内件名番号)

(下札)

①種別 つ三ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 文書課伺 法人

ニ関スル事務提要(内規) 改正方ノ番号 發文一三三ノ結了年月

日 昭一一、一二、一一ノ保存年限 ムキノ枚数 15

〔自大13年至昭22年 法人総規〕  
〔文部省 3A 32-7, 2507〕